

令和7年1月24日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
定住対策課長	松 本 伸 一
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
社会教育課長	高 巢 雅 彦

議事日程第1号

令和7年1月24日（金） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）

議案第1号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 副市長の選任について

午前10時 開会

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。令和7年最初の議会でございます。最後まで慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

今会期中、議場内での撮影は報道機関及び事前申請のあった方のみ許可をしておりますので、御了承願います。

なお、マスクの着用につきましては、個人の判断を基本といたしますので、個々の判断を尊重していただきますようお願いいたします。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和7年第1回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和7年第1回八女市議会臨時会の運営につきまして、1月17日及び本日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、議案2件につきましては委員会付託を省略し、本日1月24日の1日間といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において11番田中栄一議員、21番川口誠二議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第1号から議案第2号まで計3件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。本日は令和7年第1回の八女市議会臨時会を急遽招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、報告1件及び議案2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告第1号でございます。長崎自動車道長崎インターチェンジ下り料金所で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和6年10月12日午前10時30分頃、社会教育課のスーパースクール事業のため、市マイクロバス2台で長崎港へ向かう際に、異なる出口のレーンに誤って進入したため、2台目のマイクロバスが後退した際に、後方確認不足により、後方に停車していた相手方車両の前方部分に当該マイクロバスの後方部分を接触させ、相手方車両が損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として29万6,800円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

続いて、議案第1号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

この補正は、令和6年12月17日の国の補正予算成立による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援及び市独自の事業者支援に取り組むもので、歳入歳出それぞれ461,509千円を追加し、総額は47,795,831千円となります。

まず、歳出の主な内容について御説明いたします。

国の交付金を活用した物価高騰対策関連事業として、住民税非課税世帯を対象とした低所得世帯支援給付金給付事業に係る経費を計上しております。本事業は1世帯当たり30千円を給付し、あわせて、子ども1人当たり20千円を加算して給付するものです。

また、市独自の事業として、農業者物価高騰対策支援事業費補助金や、交通事業者、貨物運送事業者、公的病院、介護保険指定事業所等に対する燃料費・物価高騰対策支援金に係る経費及びプレミアム付商品券助成金等の経費を計上しております。

次に、歳入の主な内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び繰越金等を計上しております。

最後に、議案第2号 副市長の選任について、御説明申し上げます。

本案は、原亮一氏を副市長に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

原氏は現在61歳で、県立福島高等学校を卒業後、昭和58年に立花町役場に入庁され、平成22年の八女市との合併後は、農業委員会事務局長、人事課長、学校教育課長、総務部長を歴任され、1月23日付をもって退職されました。

原氏は地方行政に精通されており、人望も厚く、人格・識見ともに優れ、副市長として適任であるものと存じます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

お諮りいたします。先ほど会期の決定の際、議会運営委員長から報告がありましたとおり、議案第1号及び議案第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号につきましては、いずれも会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第4．議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きいたします。

毎度毎度とは言いませんが、議会に事故の報告があっております。辞められた副市長に聞きますと、交通教育指導、それはちゃんとするという事になっておりますけれども、またこういうふうに出ております。

今度は事故の云々じゃなくて、聞きたいのは、損害賠償に関する承諾書の日付が2024年11月23日で、JA共済連福岡が令和6年12月2日となっております。もし臨時議会がなければ3月議会で報告される予定だったのか。12月2日ですので、できれば12月議会にできなかったのか、できないならできない理由を説明ください。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

事故の件につきましては、その損害賠償や和解についての庁内の審議等を経て専決処分を行いますので、それ相応の時間が必要となります。したがって、本件につきましては、その相手方の車両の修理代金等を庁内で審議等いたしますので、そういった時間も含めて、今回臨時会に上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

そういうことじゃなくて、2024年11月23日に承諾書が出ておるわけですよ。JA共済連福岡が令和6年12月2日付で受け付けておるわけですよ。金額は決定しているわけでしょう。違いますか。お答えください。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、庁内の会議といたしまして、損害賠償調査委員会というのを設置しております。その中で、この免責証書や関連する事故の資料、そういったものを審議いたしまして、専決処分ができるかどうかといったようなことを審議しておりますので、そういった時間的なものが必要となりますので、12月定例会では出していないということになります。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

この承諾書に書いてあるのは、当事者甲、これは運転手ですね、当事者乙、相手方、当事者丙、八女市ですよ。承諾書が出てJA共済連福岡が12月2日に出しとるなら、それ前なら分かりますよ。それ前にこういう結果が出たけれども、これは出せないという結果なら分かりますけれども、最終的にこれで支払ったわけでしょう。違いますか。

○総務課長（清水正行君）

議員御指摘のとおり、この損害賠償の損害金については12月2日時点でJA共済連福岡、そちらのほうから提出されているところでございます。この提出を受けてからの審議となっております。

もちろん、速やかに専決処分をして、被害者の方に損害金を支払うというのは重々承知しております。ただ、専決処分というものを考えた場合、それ相応の庁内での審議等が必要となりますので、今回上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

それ相応のと言われますけど、これは保険会社が出しておる金額ですよ、当然相手方と話

し合って。なら、29万6,800円、これが払えませんかという結果が出ることはあるんですか。いかがですか。

○総務課長（清水正行君）

損害賠償金の支払いにつきましては、地方自治法で議会の議決が必要となりますが、一定の金額以下の場合には、専決処分することができます。それは議会の議決により指定したものでございます。

今回の事故につきましては、損害賠償金の金額から専決処分ができる金額ですので、専決処分ということにさせていただいておりますが、少なくとも専決処分をする以上は、その内容を十分庁内で、それが妥当かどうかも含めたところで審議する必要性はあると思われまして、したがって、今回の臨時会での報告とさせていただいたところでございます。

損害賠償調査委員会の日付についても、12月定例会が終わってからの開催となっておりますので、1月臨時会に上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

たまさか1月臨時議会があったから出てきたわけですね。なければ恐らく3月議会でしょう。行政というのは、そういうことは速やかにすべきじゃないんですか。さっき言われたように、なら、金額を話し合うと。話し合ったときに、これが違うとといったときにはどうするわけですか。これでほとんどいっているわけでしょう。保険会社さんが当事者と話し合って、その金額ですよ。行政というのは本当に急いでこういうとはしなくちゃいけない。そして、実際、専決処分ですら、12月議会の中で報告できなかったのかということを知っています。それについてはいかがですか。

○総務部長（秋山 勲君）

お答えします。

今回の事故に関しましては、議案資料に出しておりましたとおり、共済金については12月2日という日付が出ております。この免責証書の提出がありまして、その後、今、総務課長が申しておりますとおり、内部での損害賠償調査委員会の中で関係書類の確認、それから、事実関係の確認をしっかりと行いまして、最終的には議案で出しております、4ページにありますが、専決第8号で交通事故による損害賠償に関する専決処分書の写しをおつけしておりますが、令和6年12月19日付で専決処分をいたしております。したがって、12月定例会での報告には間に合わなかったということが事実でございます。

ただ、議員御指摘のとおり、行政としては速やかに処理を行っていかねばいけないということは十分踏まえておりますので、今後、できるだけ案件の処理についてはスピーディーに行うように努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと

思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

最後に、市長に御質問いたしますけれども、今、総務部長が言われましたように、早急ということで、実際早急ではございませんでしたけれども、今後このようなものは本当にスピーディーにさせていただかないと、時間だけたって、3月議会にもし出ておったら、終わってから何か月たっていますか。それについては市長、一言お願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、牛島議員から御指摘いただいたように、こういった案件についてはまず速やかに、規定の手続はもちろんあるわけですが、例えば、この調査委員会が12月議会の後だとしても、そういった調査委員会が開かれる旨を御報告するですとか、そこは臨機応変にしっかりスピード感を持ってやるような形というのを今後ちゃんと検討したいと思います。

あと、加えまして、毎回、前回の12月議会に続き事故についての御報告をするという形になってしまっているというのも非常にこれはよくないことですので、まず、しっかり事故防止の徹底というところも、改めてその対策案というのも考えたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

二、三お尋ねしますけれども、この資料によりますと、市マイクロバス2台のうち、1台は運転業務委託会社の運転手、それから、もう1台は会計年度任用職員が運転する。この運転業務委託会社というのは、恐らくスクールバスの運行を委託しているところかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（鵜木英希君）

議員の言われたとおりの会社でございます。

○19番（森 茂生君）

会計年度任用職員は当然、市職員になるかと思えます。しかし、この運転業務委託会社の運転手というのは市職員ではないわけです。ですから、今回は会計年度任用職員の運転ですので、分かりますけれども、そしたら、運転業務委託会社の運転手がもし事故を起こした場合の対応、それは市職員じゃないわけですよね。しかし、バスは八女市の持ち物だと思います。そういった場合、今回と同じような専決処分で行われるものか、それとも、そこら辺のところがちょっと不明ですので、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

車の損害賠償については、市の持ち物になりますので、市のほうの対応になりますが、事故の内容については委託業者のほうで対応していただくようなことになると思います。

○19番（森 茂生君）

そうした場合、例えば、スクールバスでも一緒ですけれども、こういう業務委託している運転手が事故を起こした場合、結局は専決じゃなく、委託会社の下で処理が行われるということですか。バスは八女市のものですので、八女市が負担して修理をするのか、あるいは、運転手が委託会社の社員なので、向こうの責任において八女市のスクールバスの修理をするのか、そこら辺の明確な判断、取決め、そういうのはきちっとできているのかどうかお尋ねします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

こちらのバスについては市のほうで保険のほうに加入しておりますので、バスの修理については市のほうで行うことになるかと思えます。それ以外の相手に与えた被害などについてはバス会社のほうで行っていただくような形になると思います。

○19番（森 茂生君）

特に小学生なんかに乗っている場合、よくよく――事故には当然注意すべきですけれども、特に注意が必要だと思えます。しかし、注意しようにも、会計年度任用職員は市職員でするので、それは当然いろんな場合を通じて言えるわけです。ところが、業務委託しているところでは、恐らく直接言うのは雇主でもないから言えないはずで、そこはその会社を通して、安全運転に特に心がけてくれという格好で指導はできるかと思えます。

そういう場合ですので、当然、スクールバスを毎日運転してありますので、いつそういうのが起きるか分かりません。ですから、当然直接はできないだろうと思えますけれども、会社を通して、常々、市職員と同等の安全運転に心がけてくれというのを今までやっているかどうかお尋ねします。

○教育部長（牛島新五君）

お答えいたします。

スクールバスの契約につきましても、事故も含めたところでしっかりと契約をしております。

詳細につきましては、今手元にございませぬので、後ほどお答えさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○19番（森 茂生君）

事故があまりにも多いからですね。わざとしよるわけやないです、あんまり言いたくないんですよ。しかし、あまりにも多いから、市職員はもちろんですけれども、委託会社の

運転するバスなんかもよくよく安全運転には心がけるよう常日頃指導をしていただきたい。

以上です。

○11番（田中栄一君）

事故との直接のあれじゃないんですけれども、これはスーパースクール事業で、マイクロバスに乗っていたのは児童生徒だと思えますけれども、その子どもたちが事故に遭った。今回、事故は軽微なものだと思っておりますが、子どもたちにそのときのショックがあると思えますね。事故に遭って、楽しく過ごすべき一日が、それによって心身的にショックがあつてうまくいかなかった。その際のメンタル部分のケア、スクールカウンセリングとか、そういうこと、これは実際に直後にされたのか。そして、その後、現在まで3か月ほどたっていますけど、どういうケアが進められているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○社会教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今回のスーパースクール事業につきましては、小学5年生から中学3年生の計20名の子どもたちが参加しております。1台に10名ずつということで参加しております。事故に遭った車両につきましては10名の子どもたちが乗っていたところでございます。

当時、この事故に関しまして、その10名の参加者に対しましては大きな事故等々は報告を受けておりませんし、子どもたちからも、この事故の状況は軽微なものであったということで、当たったことすら分からなかった子どもたちもいるという状況で伺ったところでございます。

そういった状況でございますので、特別、カウンセリング等は行っておりませんが、この事業の後、報告書なり参加者との連携を取っております。その中で事故後の報告についてはお伺いしておりますけれども、その子どもたちから事故に対して後遺症、いろんな御心配事の報告は受けていないところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今回の事故は軽微だったということで、子どもたちにそういうショック状況はなかったということですが、常日頃スクールバスで登校されておりますので、先ほど同僚議員からも言われたように、やはりこういった大きな事故がいつ何どき起こるか分かりません。そういった部分についても、教育委員会としては十分対応していただきますようお願いしまして終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第1号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○5番（古賀邦彦君）

物価高騰対策ということで、非常に切実な予算ということで受け止めておりますが、全ての議案内容に共通しておるんですが、交付金の周知方法とか、例えば、申請するものなのか、市のほうから通知を送って知らせるものなのか。そして、その交付時期はいつ頃になるのか。一部記載されている費目もありますけれども、項目が多岐にわたっておりますので、この場で一つ一つ尋ねるのは非常に無駄だと思いますし、私どもが議案を認めれば、今度、近隣の市民の方からも問合せがあります。いつ頃なのか、どうするのか。認める以上は私たちは答えなきゃいけないわけですね。それらも考えますと、やはり提案の在り方についてはもう少し再考いただいてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

今、古賀議員御指摘いただきましたとおり、せっかく交付金等をつくりましても、それを使っただけでない、さらには知っていただけないというのは一番もったいない。市民の皆様にとっても本当に残念なことになりますので、しっかりその周知のやり方というのは市議の皆様とも御相談させていただきながら、ホームページ、リーフレット、様々な形がありますので、これからしっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

そういうふうにしていただきたいんですけども、今ここで審議をしなきゃいけないものですから、そこがやっぱりつぶさに記されていないわけですね。一部記されているところもあります。

ですから、同様の提案はこの間もずっとあっておりますし、今後もあると思っております。したがって、今後、この記載についてはその辺りを網羅して、きちっと記していただけるようお願いをしたいと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

古賀議員御指摘のとおり、今後、議会での御提案のやり方というのも事前に御相談をさせていただきながら、次回以降、しっかり改善してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

終わります。

○2番（花下主茂君）

今、古賀議員から質問がありましたが、付随して質問させていただきます。

これは全体に関わることでありますが、特に低所得世帯への給付事業についてお伺いをさせていただきますが、さきの昨年9月議会の決算審議の中で、厚生分科会として、対象者でありながら給付が漏れている、抜けている方がいらっしゃると。そういったところに対して、また的確に対応していただきたいということで指摘事項があったかと思いますが、今回も似たような内容になるかと思いますが、そういった漏れがないような仕組みというものができるのかどうかということと、あわせて、どういった手順で給付に至るのか、確認をさせていただけたらと思います。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

今回の給付につきましても、従来やってきたことでございますけれども、市のほうで口座を把握している世帯が対象であるというところにつきましては、こちらから、申請をいただくずに給付をするという形で行います。そうじゃないところにつきましては、口座が分からないとか、口座を変えたりとか、そういったところもあるかと思っておりますので、そういうところは確認書等を頂きながら振込等を行ってまいります。

まず、この御案内が届かないと始まらないところもございますので、そういったところにつきましては、もし宛先不明で返ってきたりした場合は親類の方に尋ねるとか、案内書を何度も送るとか、そういったことで対応していきたいと思っております。

そうした上でもなかなか御案内が返ってこないとかいう場合もございますが、そういったところにつきましては、支所等、また、ほかの課の協力も得ながら給付に努めてまいりたいと考えております。

○2番（花下主茂君）

御案内の部分については、極力漏れがないようお願いしたいなと思っております。

それと、最短であればいつ頃から給付が開始されるのか、まずは把握が先かと思っておりますが、その把握されている部分についてはいつ頃から給付が開始されるのか、お聞かせください。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

この後、システムを用いまして対象者の抽出とか案内の通知などを作成いたしまして、2月の終わり頃、2月末頃に御案内を発送予定でございます。その後、ある程度期間をもちまして、3月中旬以降、順次振込を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。約1か月後ぐらいからの給付ということかと思えます。

これは要望になってしまいますが、今回、閣議決定された。12月の中旬か末ぐらいだったかと思えますが、議会によっては、閉会が12月末の自治体のところはもう既に議決されて、この1月末から給付が始まるという自治体も多くあります。そのような中で、八女市議会は12月の中旬に閉会だったので、そこに間に合わないということで、そこについてはどうこう言うつもりはないんですけれども、ただ、住んでいるところによって1か月ぐらい差ができるような状況になっているわけですから、本当にこの内容については、明日の生活にも困っている方が大勢いらっしゃるわけですから、一日でも早く、かつ、的確に給付事業を進めていただきたいなということを要望申し上げまして質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかに。

○18番（三角真弓君）

今の関連になりますけれども、こういう国からの交付金はコロナ禍以降何回かあっております。今まで対象者の大体何%ぐらいの方が給付——100%になっていたのか、9割はもらってあったのか、過去の実績はどのようになっていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

全ての数字を今持っておりませんが、近頃実施した部分で……（「聞こえんですよ」と呼ぶ者あり）すみません。今年度中に実施したのにつきましては、まず、間違いなくいただけるような方につきましては、ほぼ9割以上の方は受給できてあるような状況でございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

基本的には100%というのが通常、当たり前になったのではないかなと思うんですね。これだけ先ほど同僚議員が言われましたように、非常に物価高、皆さんも御承知だと思っております。

100%に至る努力をしていただきたいと思いますし、今回、いつまでに申請が終わらなければ給付対象にならないのか、その申請の最終の日にちというのは決まっていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

現在のところ、6月2日を申請締切りと予定しているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

どの時点であと何人が残っているかということを一回締めてもらって、漏れないようにすれば100%にいくわけですね。逆に言えば、住民票はあっても、八女市に住んでいっしやらないという場合もあるかもしれません。ですから、そういうことを考えたときに、先ほど課長答弁にありましたように、各支所との連携も取りながら、こういうものは結果的に対象者が申請をされなければ国に返すわけですね。そういうことがないように、100%ということを目指していただきたいことを要望して終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○19番（森 茂生君）

皆さん方から指摘がされておりますけれども、私も9月議会においてお尋ねをしたところ、相当数のもらえる人がもらっていない、給付を受けていないというのが現実的にあったわけですが、口座をきちっと把握してあるところはそこに自動的に振り込むから申請は要らないという理解でよろしいんですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

議員がおっしゃったとおり、こちらから振込いたします。

○19番（森 茂生君）

問題はそれ以外だろうと思います。ですから、通知を送って返事がなかった場合は今までどうされていたのか、そこをお尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

通知につきましては複数回行っております。御返事がない場合は、親類の方とかを調べましてその方にお尋ねするとか、そういったことで対応しております。

○19番（森 茂生君）

たしか、返事がなかった場合、そのままになっているように私は9月議会では判断したわけですが。通知は行っておるんじゃないだろうかという程度の対応だったと思います。そういう方々に訪問はしていないはずですが。ただ通知だけだったと記憶しています。支所の方とか、誰かが実際にその家に訪問したかどうかお尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

全てではございませんけれども、訪問したこともございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

要するに、ほとんどが通知を送っただけで返事がなかった場合、そのままになっているケースが私はあったと思っています。ですから、そのままになって、結果的に届かなかったところのお金は恐らく国に返還だろうと思いますけれども、せっかく国が用意したお金です

ので、先ほど言われますように、確実に100%届くような努力を、いま一度対策を取っていただきたいということをまずお願いしておきます。

それから、これは税金がかかるのか、あるいは差押えができるのか、そこら辺はどうなっていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

今回の給付金につきましては、差押え等はできないことになっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

その場合、その周知はされていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

ホームページ等では御案内しております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

ホームページでは周知しているということですね。

（資料を示す）ここにもちゃんと国からの通知があるんですよ。受給した給付金の差押え禁止。各市町村の支給に当たっては、給付金が振り込まれた預貯金口座に表示して、確認ができるよう表示せろということです。これは差押え禁止ですよというのを、やっぱりそうしておかないと、いろんなトラブルの原因にもなると思いますので、そこら辺のところも併せて周知の方、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかに。

○1番（高橋信広君）

最初に、歳入のほうで臨時交付金が全体の90%ほどを占めますが、この交付金の性格なんですけど、この交付金はいろんな事業に使われますが、そういう中でやりくりができるのか、あるいは余ったものは返す必要があるのか、これについてお答えいただけますか。

○財政課長（鵜木英希君）

それぞれの事業について、確実に使える分の予算を今、計上しているところがございます。申請が上がらないような点については、一般会計のほうでの繰越金などを使って、対応しているところがございます。

○1番（高橋信広君）

もう一回言いますね。このいわゆる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが410,293千円計上されています。これをいろんな事業に使われますが、この事業の中で、今

ぎりぎりとおっしゃいますが、多分余るやつもあります。使わないやつ、そういう中でやりくりができるのか。あるいは、この410,000千円が使い切らなくて4億円で終わったと。10,000千円は返す必要があるのかということを質問しています。

○財政課長（鵜木英希君）

今予算を上げている分については、各課から昨年度の実績に応じて出してきていただいているところでごさいます、交付金としては全部使いたいと思いますけど、使わないような部分があるかと思しますので、その分についてだけ、今、繰越金などを使って財源のほうを充てているところでごさいます。

すみません、返す必要があるのかどうかについては少し時間をいただいてよろしいですか。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○財政課長（鵜木英希君）

すみません、お答えいたします。

今回の交付金については申請制度になっておりますので、実績に応じて申請して、もらうような形になっております。要らなかった分は返還ではなく、実績に応じて交付金をいただくような形になっておりますので、その分の枠を今予算化しているところでごさいます。

○1番（高橋信広君）

ちょっとよく分からないのですが、要は410,000千円が全ての事業が終わった段階で350,000千円となったときに60,000千円を返す必要があるかということに対してお答えください。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

実績に応じて交付金の申請をいたしますので……（発言する者あり）申請した額をいただくような形になっております。

○1番（高橋信広君）

分かりました。要は先に入るということではないということですね。

それで、先ほどの中で一つ、具体的には2款1項15目交通事業者燃油高騰対策支援金交付事業、これについてお聞きいたします。

ここが1,000千円が上限ということになっております。その他参考となる事項のところを

見ますと、31事業者に対して10,540千円が計上されておりますが、前年を見ますと、一番下にありますように、令和5年度は8,930千円ということで、ここには事業者が19件、この19件というのが19事業者なのかどうか、これについていかがでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

この19件につきましては、市内の19事業者ということでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今回、31事業者に対して予算を計上となっておりますよね。実績から、令和4年度は18事業者、令和5年度は19事業者、この31事業者に対してですが、これを31事業者にせっかくですから使っていただきたいんですけど、皆さんに周知と、それから、100%使っていただく対策というのはどうなっているか、お答えいただけますか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

今回、31事業者を見込んでおるわけでございますけれども、過去の申請、交付の実績、それから、国のほうに認可届出いただいておりますデータを勘案いたしまして31と見込んでおります。

事業者への案内につきましては、過去に申請された事業者のほうには直接通知を周知させていただきます。日程的には2月の下旬に通知させていただきますして、それから、先ほどホームページの掲載のお話もございました。また、3月号の広報に掲載する予定として今進めているところでございます。それから、4月上旬、なかなか今年度に申請が間に合わない事業者も当然発生するかと思いますので、4月にコミュニティ八女のほうにて周知をさせていただきますして、最終的には6月30日が申請期限という形で捉えているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

先ほど来あるように、できるだけ100%になるように、ぜひこれをお願いして、これについては終わります。

それから、もう一つお聞きしたいのが、7款1項2目、プレミアム商品券についてお聞きしますが、今回これを見ると、紙ベースの販売はないように見ますが、これについてはいかがですか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

今、議員申されましたように、今回は電子版、キャッシュレスのみの事業の実施となって

おります。これは商工会議所、商工会と共に協議します中で、やはりスケジュールが非常にタイトなこともありまして、今回は追加の分については電子版のみで発行したいということで事業主体のほうとは打合せをしております。

なお、当初予算で毎回やっておりますけど、これらにつきましては、いろんなデジタルに不得手の方等のことも考えまして、紙の発行を実施いたしております。今後もそういう形で商工団体とは打合せをさせていただきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

今回限りは100%電子版ということと理解しましたが、電子版になりますと、紙ベースで今まで申請された、購入された方々、特に高齢の方であったり、スマホに慣れない方、そういう方々に対しての支援策というのは何かお考えでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

このデジタルの件につきましては、商工団体等でもアプリの登録であったり、グリーンペイ、はちひめペイ等が分からない方について、きちんとサポートを取っておられます。

また、このデジタル化につきましては市全体の問題でもありますので、今、DX推進室のほうでもスマホ教室等をやっておられますので、そういった地道な取組を今後も続けてまいりたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

ここも低所得者の方も含めて、本当に購入したいという方々が漏れないように、ぜひ支援のほう、サポートのほうをしっかりといただくことをお願いして終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定いたしましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 副市長の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この方についていろいろ言うつもりは毛頭ありませんけれども、合併後、ずっと副市長は2人体制で来ておりました。今後、市長の考えは2人体制でいくのか、あるいは1人体制なのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

森議員おっしゃったとおり、これまでずっと2人体制でされていたわけですが、当然、人件費という観点を考えると、1人で回るのであれば1人のほうがいいというところがございます。そこは、1人でしっかりこの市政を回すことができるのかというところは、まず、今回は1人の副市長の任命を承認いただいた上で、これから1人体制でいくのか、2人体制がいいのかというところをしっかりと検証してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

よろしいですか。（「以上です」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和7年第1回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋 本 正 敏

八女市議会議員 田 中 栄 一

八女市議会議員 川 口 誠 二